

# TTKコーポレートガバナンス基本方針

平成 27 年 11 月 1 日 制定

平成 29 年 5 月 12 日 改正

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 当社は、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させ、もって株主の皆様へ当社の株式を安心して中長期的に保有していただくことを可能とするため、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、取締役会決議に基づき、本基本方針を制定する。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第 2 条 当社は、最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組む。

2 当社は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

- ① 株主の権利と平等性を実質的に確保する。
- ② 株主を含むステークホルダーの利益を尊重し、適切に協働するよう努める。
- ③ 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ④ 業務執行の監督をはじめとする取締役会の役割・責務を適切に果たす。
- ⑤ 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で、建設的な対話を行う。

## 第 2 章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第 3 条 当社は、株主総会が最高意思決定機関かつ株主との建設的な対話の場であると位置づけ、株主の視点に立って、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、環境を整備する。

2 当社は、定時株主総会の招集通知を開催日の 3 週間前を目途に発送するとともに、招集通知に記載する情報は、その発送までに、当社 web サイト等において公表する。

(株主の平等性の確保)

第 4 条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第 5 条 当社は、取締役会において、上場株式の政策保有に関する方針及び政策保有株式

に係る議決権行使に関する基準を別添1のとおり策定する。これらの方針及び基準は、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものでなければならず、さらに、株式保有先企業の中長期的な企業価値の向上にもつながるものでなければならない。

### 第3章 ステークホルダーとの適切な協働

(倫理基準及び利益相反)

第6条 当社は、全ての役職員が常に倫理的に行動することを確保するため、当社の経営理念及び「TTKグループ行動指針」等の趣旨・精神を取り入れた「TTKグループコンプライアンスマニュアル」を策定し、実践する。

- 2 当社が役員や主要株主等との取引(「関連当事者間の取引」)を行う場合には、取締役会の承認を得ることとし、取締役会は、その内容を審議し、当社及び株主共同の利益を害することがないことを確認することとする。また、取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じた場合には、速やかに取締役会に報告しその承認を得なければならない。

(ステークホルダーとの関係)

第7条 取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、当社の株主だけでなく、当社グループの従業員、お客様、取引先、地域社会等さまざまなステークホルダーの利益を尊重し、ステークホルダーと適切に協働するよう努める。

- 2 当社は、経営の基本理念に基づき、「TTKグループ行動指針」及びそれをさらに具体化した「TTKグループ行動基準」を策定し、役職員一人一人がステークホルダーの利益や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努める。
- 3 当社は、会社の持続的な成長のため役職員一人一人の持つ多様性を尊重し、その個性を活かし、個々の能力を発揮できるような企業風土の醸成に努める。

### 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示)

第8条 取締役会は、法令に基づき、当社及び子会社を含む企業集団のリスク管理、法令遵守等に係る内部統制システムに関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。

- 2 取締役会は、法令及び金融商品取引所規則に従い、正確かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する情報、経営課題や事業上のリスクその他ステークホルダーにとって重要と判断される情報を適時適切に開示するとともに、必要に応じてその他情報提供にも取り組むよう努める。

### 第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割)

第9条 取締役会は、株主に対する受託者責任を認識し、株主をはじめとするステークホルダーの立場を踏まえて、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

- 2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令及び「取締役会規則」に定められた経営の重要事項等を審議・決定し、迅速・果敢な意思決定を実現できるように取り組むものとする。

(取締役会議長の役割)

第10条 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効率的に運営できるよう努めるとともに、全ての審議事項について十分な審議時間を確保して審議の活性化を図る。また、取締役会議長は、社外取締役を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換が行われるよう配慮する。

(取締役会の構成)

第11条 取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性を有しつつ、迅速な意思決定と自由闊達で活発な審議が可能となるよう、3名以上10名以下の適切な人数で構成する。

- 2 当社は、その責務が適切に果たされるよう十分な人数の独立社外取締役を選任するものとする。

(取締役の資格及び責務)

第12条 取締役は、優れた人格、見識及び能力並びに豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

- 2 当社は、取締役候補者の選定に際し、取締役会全体の知識・経験・能力等の多様性とバランスに配慮する。
- 3 取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要に応じて追加の情報提供を求めるなど十分な情報を能動的に入手するとともに、取締役会その他の場で積極的に意見を表明することにより、取締役として期待される能力を発揮しなければならない。

(独立社外取締役)

第13条 独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否や経営陣に対する報酬の妥当性について判断し、意見を表明することをその主たる役割の1つとする。

- 2 当社は、法令及び金融商品取引所が定める基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性が実質的に担保されるよう当社独自の独立性判断基準を別添2のとおり策定し、独立社外取締役候補者を選定する。

(監査役会の役割)

第14条 監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、取締役会から独立した組織として当社及び株主共同の利益のために監査の実効性を確保するための体制整備に努め

る。

- 2 監査役会は、社外取締役、内部監査部門及び会計監査人と連携し、十分かつ適正な監査を行うことができる体制を確保するとともに、独立社外取締役との意見交換を定期的に行い、監査活動を通じて得られた情報の提供を行う。

#### (監査役の資格及び責務)

- 第15条 監査役は、優れた人格、見識及び能力並びに豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
- 2 当社は、監査役候補者の選定に際し、監査役全体の知識・経験・能力等の多様性とバランスに配慮する。
  - 3 監査役は、取締役の職務執行及び取締役会による監督の状況について、適法性の監査を行うだけでなく、必要な場合には妥当性についても意見を述べる。
  - 4 監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。
  - 5 監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要に応じて追加の情報提供を求めるなど十分な情報を能動的に入手するとともに、監査役会、取締役会その他の場で積極的に意見を表明することにより、監査役として期待される能力を発揮しなければならない。

#### (取締役及び監査役の研鑽及び研修)

- 第16条 新任取締役及び新任監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要な知識の習得を目的とする研修プログラムに参加する。
- 2 新任取締役は、必要に応じて、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項について、社長又は社長が指名する業務執行取締役から説明を受けるものとする。
  - 3 取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、当社の財務状態、コンプライアンス体制及びコーポレートガバナンス体制等の事項について常に能動的に情報を収集し、必要な研鑽を積まなければならない。
  - 4 当社は、取締役、監査役及び執行役員を対象とした研修会を年1回以上開催し、これらの者が、その役割・責務を適切に果たすために必要な知識を習得・更新するための機会を設けるものとする。

#### (取締役及び監査役による社内情報の収集・支援体制)

- 第17条 取締役及び監査役は、必要があると判断したときは、いつでも、業務執行取締役その他の役職員に対して説明又は報告を求めることができる。
- 2 当社は、取締役会事務局を総務部に設置する。取締役会事務局は、取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、情報収集等を支援する。
  - 3 内部監査部門は、各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう支援する。

#### (取締役の報酬等)

第18条 業務執行取締役の報酬等は、当社の持続的な成長ひいては株主の中長期的な利益の増進を図るべく、当該業務執行取締役の当社の中長期的な企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできるよう、適切・公正かつバランスの取れたものでなければならない。

2 独立社外取締役の報酬等は、当社の業務に関与する時間と職務が反映されたものでなければならない。かつ、業績連動型の要素を含めないものとする。

## 第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話)

第19条 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう株主との建設的な対話に努めるものとする。なお、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を別添3のとおり策定する。

## 附 則

(施行期日)

第20条 この基本方針は、平成27年11月1日より実施する。

(基本方針の見直し)

第21条 この基本方針は、関連する法令の改正及び事業環境の変化等に応じて、取締役会が必要に応じて見直しを行う。

以上

(別添1)

・上場株式の政策保有に関する方針

- 1 政策保有株式を保有するにあたっては、投資先企業との業務提携等の取引その他の関係の維持・向上が当社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうか、投資する金額及び保有する株式数が合理的かどうか等を総合的に考慮し、保有することの合理性について検討を行っております。
- 2 取締役会は、定期的に政策保有株式のリスク・リターン等を含めた中長期的な経済合理性を検証し、株式保有の目的・合理性について確認いたします。

・政策保有株式に係る議決権行使基準

議決権行使については、画一的な基準で機械的に賛否を判断するのではなく、その議案が、投資先企業の持続的な企業価値向上につながるか、当社の保有方針に適合するか等を総合的に考慮した上で判断を行っております。

(別添2)

・独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断いたします。

- (1) 当社の主要株主又はその業務執行者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - ※「業務執行者」とは、業務執行取締役その他の業務を執行する役員、業務を執行する社員及び使用人をいう。
  - ※「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度において、その者の年間連結売上高(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の2%又は1億円のいずれか高い方を超える額の支払いを、当社グループから受けた者をいう。
- (3) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
  - ※「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において、(i)当社の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループに行った者、又は、(ii)直近事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している者をいう。
- (4) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者を含む。)
  - ※「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度におけるその者の年間売上高(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の年間連結売上高)の2%又は1,000万円のいずれか高い方を超える額の金銭又は財産をいう。
- (5) 過去3年間において、上記(1)から(4)までのいずれかに該当していた者

(6) 上記(1)から(5)までのいずれかに掲げる者の配偶者又は二親等以内の親族(ただし、上記に掲げる者が(i)業務執行者又は(ii)団体に所属する者である場合には、そのうち重要な者に限る。)

※ 「重要な者」とは、上記に掲げる者が(i)業務執行者である場合は、各会社・取引先等の取締役(社外取締役を除く。)、執行役、執行役員及び・部長格以上の上級管理職にある使用人等をいう。上記に掲げる者が(ii)団体に所属する者である場合は監査法人又は会計事務所に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む。)をいい、その他の団体の場合には、当該所属先において上記に定める者と同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

(別添3)

・株主との建設的な対話を促進するための方針

1 株主との建設的な対話を促進するための体制(I R体制)

当社は、総務部をI R担当部署とし、総務担当取締役をI R担当取締役とします。I R担当取締役は、株主との対話全般について統括を行います。

2 関係部門等の有機的な連携のための方策

総務部は、必要に応じて関連部署と連携し、株主・投資家の皆様が当社をより深く理解するために有益な情報を収集・整理する活動を行います。

3 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取組み

当社は、決算説明会を年2回開催するなど株主・投資家の皆様と建設的な対話を行う機会を設けるよう努めております。

4 取締役会等に対する適切かつ効果的なフィードバック

I R担当取締役は、株主・投資家の皆様との対話を通じて把握した意見や懸念事項等を定期的に取り締役会へ報告いたします。

5 インサイダー情報の管理に関する方策

株主・投資家の皆様との対話においては、当社の定める「インサイダー取引防止規程」に基づき情報の管理を適切に行い、インサイダー情報を伝達しないよう配慮しております。